

燃料価格高騰対策本部設置要綱

一般社団法人東京都トラック協会
令和4年4月制定

第1 目的

燃料価格は、産油国による原油供給の不足に加え、ロシアによるウクライナ侵攻により、7年ぶりの高値水準になっているところであり、トラック運送事業者は、まさに事業存廃の危機に直面しているところである。そこで、燃料価格高騰に対する諸施策を迅速かつ的確に実施するため、全日本トラック協会においては「燃料価格高騰対策本部」（以下「全ト協対策本部」という。）が設置され、具体的な対策等を図ることとしている。

一般社団法人東京都トラック協会においても、全ト協と連携し燃料価格高騰に対する諸施策を迅速かつ的確に実施するため、「燃料価格高騰対策本部」（以下「東ト協対策本部」という。）を設置し、必要な業務を行うものとする。

第2 構成

東ト協対策本部は次の者により構成し、本部長が主宰する。

- ・本部長 会長
- ・副本部長 副会長
- ・事務局長 専務理事

第3 業務

（１）コストに見合った適正な運賃・料金の収受及び燃料サーチャージ導入促進等価格転嫁対策に係る諸施策の実施

（２）燃料油価格激変緩和事業等に係る効果の把握

（３）「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に対応した諸施策の実施

（４）燃料価格高騰に資する諸施策の実施

（５）燃料価格高騰に対する支援に係る要望活動の展開

第4 運営

東ト協対策本部の庶務は、東ト協事務局において行う。